居住制限区域(浪江町)から避難した申立人ら(祖母、父母、子4名)の日常生活阻害慰謝料(増額分)として、1.避難により申立人祖母とその他の申立人6名との別離が生じたことを考慮し、申立人母に対し、別離が生じた平成23年3月分から申立人父母が避難先で新築住居を購入した平成27年7月分まで月額3万円(ただし、平成23年3月分及び同年4月分については月額3万6000円。)が、2.申立人母が避難先で乳幼児である申立人子のうちの1名の育児をしたことによる負担等を考慮し、申立人母に対し、上記1とは別に、平成23年3月分から同乳幼児が就学する前の月である平成25年3月分まで月額3万円(ただし、平成23年3月分及び4月分については月額3万600円。)が、3.申立人子のうちの1名が避難期間中に妊娠・出産し、その後も避難生活を継続しながら申立外乳幼児の世話をしたことを考慮し、同申立人に対し、妊娠後の平成24年8月分から平成29年3月分まで月額3万円が、それぞれ賠償された事例。

全 部 和 解 契 約 書

原子力損害賠償紛争解決センター令和〇年(東)第〇号事件(以下「本件」という。)について、申立人X1、同X2(以下、「申立人ら」という。)と被申立人東京電力ホールディングス株式会社(以下、「被申立人」という。)は、次のとおり和解する。

1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、別紙記載の損害項目及び期間について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力が及ばないことを相互に確認する。

2 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、別紙記載の損害項目及び期間に対する和解金として、金404万4000円の支払義務のあることを認める。

3 支払方法(省略)

4 清算

申立人らと被申立人は、別紙記載の損害項目及び期間について、以下の点を相 互に確認する。

- (1) 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。
- (2) 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立 人が署名(記名)押印の上、申立人らが1通を、被申立人が1通をそれぞれ保有 するものとする。また、被申立人は本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償 紛争解決センターに交付する。

令和2年2月6日

(仲介委員 鈴木 由美)

| 損害項目 | 期間 | 金額(円) |
|----------------------------|-------------------------|-----------|
| 申立人X1 | | |
| 日常生活阻害慰謝料 (乳幼児の世話による増額) | 平成 23 年 3 月~平成 25 年 3 月 | 762,000 |
| 日常生活阻害慰謝料 (家族別離・二重生活による増額) | 平成 23 年 3 月~平成 27 年 7 月 | 1,602,000 |
| 申立人X2 | | |
| 日常生活阻害慰謝料 (妊娠・乳幼児の世話による増額) | 平成 24 年 8 月~平成 29 年 3 月 | 1,680,000 |
| 合計和解金額 | 4,044,000 | |